官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令（総務・法務一）　一
〔法規的告示〕
○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁五五、五六）　二
〔その他告示〕
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務一四四）　二
○エチオピア連邦民主共和国における北部地域の紛争の影響を受けたコミュニティにおける野外農業学校の整備を通じた気候に対する強靭性のある営農促進計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の書簡の交換に関する件（同一四五）　三
○保安林の指定をする件（農林水産六五二～六五九）
○保安林の指定を解除する件（同六六〇～六六三）
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛九八）
○道路に関する件（中部地方整備局六四）
○道路に関する件（中国地方整備局四〇、四一）
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　法務省　外務省　埼玉県　新潟県　石川県　岐阜県　愛知県　福岡県　沖縄県　札幌市　仙台市　横浜市　川崎市　静岡市　名古屋市　大阪市　堺市　広島市　四
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　四
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配九）　四
〔公　告〕
諸事項　四
官庁　三
財団関係　三
裁判所　三
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　三
会社その他　三

省令

○総務省・法務省令第一号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定に基づき、戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月二十三日

総務大臣　村上誠一郎
法務大臣　鈴木　馨祐

戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令

戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令（昭和六十年法務省・自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（情報通信技術活用法の適用） **第十一条**　［略］ 2　［略］ 3　前項の規定により請求等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名を行い、当該電子署名を行つた者を確認するために必要な事項を証する次に掲げる電子証明書（市町村長が第一項に規定する当該市町村長の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）のいずれかと併せてこれを送信しなければならない。ただし、法第二十条第五項又は第二十一条の三第五項において準用する法第十二条第三項、第十二条の二第三項又は第十二条の三第五項の規定により、当該請求等を行う者が本人であることを対面により明らかにするときは、この限りでない。 ［一～三　略］	（情報通信技術活用法の適用） **第十一条**　［同上］ 2　［同上］ 3　前項の規定により請求等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名を行い、当該電子署名を行つた者を確認するために必要な事項を証する次に掲げる電子証明書（市町村長が第一項に規定する当該市町村長の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）のいずれかと併せてこれを送信しなければならない。 ［一～三　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○金融庁告示第五十五号

ミュンヘナー・リュックフェルシッヘルングス・ゲゼルシャフト・アクツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘンより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に規定する日本における代表者の住所の変更）があったので、同法第百八十九条後段の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月二十三日

金融庁長官　井藤　英樹

日本における代表者の氏名及び住所　フロリアン・グルソン

東京都大田区田園調布三丁目二十六番二十一号

○金融庁告示第五十六号

スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニーより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に規定する日本における代表者の住所の変更）があったので、同法第百八十九条後段の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月二十三日

金融庁長官　井藤　英樹

日本における代表者の氏名及び住所　御法川　純

東京都港区元麻布二丁目十一番三十六―二〇七号

その他告示

○外務省告示第百四十四号

令和七年三月二十日にジャカルタで、円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の平成三十年十月二十四日付けの交換公文に従ってインドネシア共和国政府に供与されることになったジャカルタ都市高速鉄道計画（フェーズ2）（第一期）の実施に係る円貨による借款の支出期間がインドネシア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和八年四月二十三日まで延長される旨の口上書の交換が、インドネシア共和国政府との間に行われた。

令和七年四月二十三日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百四十五号

令和七年二月二十五日にアディスアベバで、エチオピア連邦民主共和国における北部地域の紛争の影響を受けたコミュニティにおける野外農業学校の整備を通じた気候に対する強靭性のある営農促進計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合食糧農業機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　北部地域の紛争の影響を受けたコミュニティにおける野外農業学校の整備を通じた気候に対する強靭性のある営農促進計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十億九千三百万円

3　贈与の供与期限　令和八年二月二十八日

4　署名者

日　本　側　柴田裕憲在エチオピア大使

国際連合食糧農業機関側　ファライ・コンスタンス・ジムジ在エチオピア事務所代表

令和七年四月二十三日

外務大臣　岩屋　毅

○農林水産省告示第六百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月二十三日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市七山池原字下嶽甲三〇七二の四九、甲三〇七三の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月二十三日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市七山馬川字生木七六八の二、字隣山二一六九の一、二一七〇の一、二一七四、二一七五の三、二一七七の一、二一八一の二、二一八一の六、二一八七、二一八九の一、二二二一の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月二十三日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市大川内町字古岩谷甲八一七の一から甲八一七の五まで、甲八一七の八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月二十三日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　京都府船井郡京丹波町鎌谷奥北山一の一、柏本四六、四七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

北山一の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び京丹波町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月二十三日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　岩手県盛岡市浅岸字綱取三四の一五（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字綱取三四の一五（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び盛岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月二十三日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　岩手県盛岡市簗川第六地割九の二・九の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、九の一八
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び盛岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月二十三日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　岩手県盛岡市浅岸字大志田川一〇の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大志田川一〇の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び盛岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月二十三日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区新間字石原沢三二二三の一、三二二三の一一、三二二五の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字石原沢三二二三の一一・三二二五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年四月二十三日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県津山市加茂町倉見字天狗岩六六四の一五、字ヤナケタニ六六五の三、六六五の七、字根知ケ谷六六九の一三
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第六百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年四月二十三日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県周智郡森町三倉字天幡塚五〇九四の八、五一三四の一〇
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第六百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年四月二十三日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家五三七五の九（国有林。次の図に示す部分に限る。）、五三六八の七（国有林）、五三六八の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年四月二十三日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字三輪字山ノ上田二〇（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○防衛省告示第九十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年四月二十三日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年四月二十八日及び同月二十九日の毎日〇七〇〇から一八三〇まで
区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
実施艦　自衛艦九隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○中部地方整備局告示第六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十三日

中部地方整備局長　佐藤　寿延

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百四十六号　裾野市御宿字上アライ一一三〇番一から同市御宿字小鍋沢上一一二番八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年四月二十三日八時三十分

○中国地方整備局告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

令和七年四月二十三日

中国地方整備局長　林　正道

一　道路の種類、路線名及び道路の位置

一般国道　五十四号　広島市中区基町六番地先から同市中区基町五番一地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　公園管理者　広島市長　松井　一實

住　所　広島市中区国泰寺町一丁目六番三四号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「一般国道五十四号地下歩道と広島市中央公園との兼用工作物管理協定」及び「一般国道五十四号地下歩道と広島市中央公園との兼用工作物管理協定の実施に関する細目協定」に記載

四　管理の期間　令和七年三月三十一日から当該協定の存続する日まで

○中国地方整備局告示第四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十三日

中国地方整備局長　林　正道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
山口県熊毛郡田布施町大字麻郷字上道越二四三番三から同町大字麻郷字上道越二四一番一まで	前	二三・一三～四一・六二メートル
	後	二二・二九～二七・二四メートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

国会事項

衆議院

質問書提出

四月二十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

太陽光発電設備の安全性に関する質問主意書（島田洋一提出）

質問書転送

四月二十一日次の質問主意書を内閣に転送した。

すべての職業の尊厳に対する政府の認識に関する質問主意書

海底ケーブルの防護に関する再質問主意書

トランプ関税をめぐる対米交渉における政府保有の米国債の取扱いに関する質問主意書

シャドーフリート（影の船団）への制裁に関する質問主意書

相続税に関する質問主意書

オンラインカジノにおけるポイント還元制度および資金決済のあり方に関する質問主意書

特別支援教育に直接従事する教員に支給される給料の調整額に関する質問主意書

社会保障分野における公定価格の地域区分に関する質問主意書

医療機関への支援に係る二〇二四年度補正予算及びいわゆる重点支援地方交付金の活用に関する質問主意書

二〇二四年十二月に国際連合総会で採択されたサイバー犯罪条約に関する質問主意書

参議院

議案受領（予備審査）

四月二十一日衆議院から次の議案が送付された。

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（稲富修二外八名提出）（衆第二六号）

地方税法の一部を改正する法律案（吉川元外六名提出）（衆第二七号）

議案付託

四月二十一日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第一五号）　厚生労働委員会に付託

船員法等の一部を改正する法律案（閣法第五八号）　国土交通委員会に付託

質問主意書提出

四月二十一日議員から次の質問主意書が提出された。

日中「友好交流」を通じた地方自治体・青少年・メディア等に対する中国の統一戦線工作・影響力工作に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第一〇四号）

質問主意書転送

四月二十一日次の質問主意書を内閣に転送した。

我が国の自動消火設備がガラパゴス化している可能性等に関する質問主意書（浜田聡提出）（第九六号）

戦後八十年に際する政府の対応及び有識者会議の在り方に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第九七号）

「赤字であること」を医療法人設立の不認可要件とする法的根拠等に関する質問主意書（浜田聡提出）（第九八号）

公立病院への繰出金の根拠と公平性に関する再質問主意書（浜田聡提出）（第九九号）

人事異動

内閣

国務大臣　武藤　容治

内閣府特命担当大臣赤澤亮正帰朝につき内閣府特命担当大臣（経済財政政策）事務代理を免ずる（四月十八日）

（外務省大臣官房）外務事務官　北川　剛史

（農林水産省大臣官房付）農林水産事務官　新井　健一

（国土交通省物流・自動車局付）国土交通技官　永井　啓文

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）

（警察庁警備局付）警視正　羽根　知秀

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に併任する

内閣衛星情報センター北受信管制局に併任する（以上四月二十一日）

法務省

（大阪地方検察庁検事）検事　横　麻由子

大阪地方検察庁堺支部勤務を命ずる（京都刑務所矯正処遇部長）法務事務官　中道　義和

高知刑務所長に配置換する（以上四月二十一日）

外務省

（在メダン日本国総領事館総領事）外務事務官　田子内　進

在スラバヤ日本国総領事館総領事に配置換する（在済州日本国総領事館総領事）　同　武田　克利

在エディンバラ日本国総領事館総領事に配置換する（以上三月二日）

（在マレーシア日本国大使館参事官（公使）外務事務官　狩俣　篤志
在パース日本国総領事館総領事に転任させる（三月三日）
（在大韓民国日本国大使館参事官）外務事務官　池田　洋一
在済州日本国総領事館総領事に昇任させる（三月十二日）
（在ダバオ日本国総領事館総領事）外務事務官　石川　義久
在コルカタ日本国総領事館総領事に配置換する（三月二十二日）

埼玉県

○議長選挙
齊藤邦明議長は、三月二十七日辞職し、同日次の者が選挙された。
議長　白土　幸仁
○副議長選挙
松澤正副議長は、三月二十七日辞職し、同日次の者が選挙された。
副議長　飯塚　俊彦

新潟県

○教育委員会教育長任命
佐野哲郎教育長は、三月三十一日任期満了し、四月一日次の者が任命された。
教育委員会教育長　太田　勇二

石川県

	辞職	新
総務部長	同	旧
能登半島地震復旧・復興推進部長	同	光永　祐子
健康福祉部長	同	土岐　祥蔵
生活環境部長	同	柚森　直弘
商工労働部長	同	森田　典子
土木部長	同	酒井　雅洋
会計管理者	同	中村　一弥
（以上三月三十一日）		
企画振興部長	同	高橋　実枝
総務部長	同	竹沢　淳一
危機管理部長	同	新田町弘幸
能登半島地震復旧・復興推進部長	同	矢後　雅司
企画振興部長	（復興事務官）	戒田由香里
文化観光スポーツ部長	同	塗師亜紀子
健康福祉部長	同	成瀬　英之
生活環境部長	同	西村　聡
商工労働部長	同	本田　琢
土木部長	同	松本　隆子
会計管理者	同	（以上四月一日）

○教育委員会教育長任命
北野喜樹教育長は、三月三十一日任期満了し、四月一日次の者が任命された。
教育委員会教育長　酒井　雅洋

岐阜県

	辞職	新
秘書広報統括監	同	旧
総務部長	同	（秘書広報統括監）長沼　正信
総合企画部長	同	（総務部長）三木　文平
危機管理部長	同	（議会事務局長）山田　恭
環境エネルギー生活部長	同	（労働委員会事務局長）布施　明彦
子ども・女性部長	同	（以上三月三十一日）
商工労働部長	同	（観光国際部長）崎浦　理加
観光文化スポーツ部長	同	（危機管理部長）平野　孝之
農政部長	職員等	（清流の国推進部長）市橋　貴仁
県土整備部長	職員等	
都市建築部長	職員等	
議会事務局長	職員等	
労働委員会事務局長	同	
人事委員会事務局長	同	
（以上四月一日）		

○収用委員会委員任命
中村源次郎委員は、三月二十四日任期満了し、同月二十五日次の者が任命された。
収用委員会委員　澤田　栄
洞口博委員は、三月三十一日任期満了し、四月一日次の者が任命された。
収用委員会委員　田口弥生子
○収用委員会委員再任
森裕之委員は、四月一日再任された。

愛知県

	辞職	新
会計管理者兼会計局長	同	旧
人事局長	同	（会計管理者兼会計局長）柳澤　康行
福祉局長	同	（福祉局長）加藤　明
労働局長	同	（観光コンベンション局長）阿知波智司
観光コンベンション局長	同	（農業水産局長）今田　幹雄
農業水産局長	同	（農林基盤局長）長田　敦司
農林基盤局長	同	（建築局長）成田　清康
建築局長	同	（企業庁長）坂田　一亮
スポーツ局長	同	（病院事業庁長）髙橋　隆
企業庁長	同	（監査委員事務局長）長谷川　勲
病院事業庁長	同	（人事委員会事務局長）佐藤　正美
議会事務局長	同	（労働委員会事務局長）松川　典靖
監査委員事務局長	同	（以上三月三十一日）
人事委員会事務局長	同	（労働局長）大嵜みどり
労働委員会事務局長	同	（議会事務局長）鵜飼　司
（以上四月一日）		職員等　緒方　武俊
		職員等　金山　敏和
		同　片桐　靖幸
		（スポーツ局長）松井　直樹
		職員等　下平　達也
		同　寺本　光治
		同　杉浦　美紀
		（人事局長）権田　裕徳
		職員等　丹羽　康正
		同　平野　泰久
		同　伊藤　徳男
		同　宮川　俊行
		同　安井　裕貴
		（以上四月一日）

○教育委員会教育長任命
飯田靖教育長は、三月三十一日任期満了し、四月一日次の者が任命された。
教育委員会教育長　川原　馨
○監査委員選任
山内和雄委員は、三月三十一日任期満了し、四月一日次の者が選任された。
監査委員　柏木　勝広
○労働委員会委員任命
渡部美由紀委員は、三月三十一日辞職し、欠員であったところ、四月三日次の者が任命された。
労働委員会委員　大河内美紀

福岡県

	辞職	新
環境部長	同	旧
農林水産部長	同	（環境部長）鐘ヶ江弥生
建築都市部長	同	（農林水産部長）中馬　俊介
人事委員会事務局長	同	（建築都市部長）永山　慎治
監査委員事務局長	同	（人事委員会事務局長）大群　拓也
労働委員会事務局長	同	（監査委員事務局長）赤尾浩太郎
		（労働委員会事務局長）本田　航二
		（以上三月三十一日）
		職員等　田村　貴子
		同　徳田　輝光
		同　山本　哲也
		同　片山　潔
		同　中垣　伸一
		同　坪根千恵子
		（以上四月一日）

○監査委員再任
森行一委員は、三月二十八日再任された。
○公安委員会委員再任
山本和生委員及び伊藤晴美委員は、四月一日再任された。

沖縄県

○教育委員会教育長再任
半嶺満教育長は、四月一日再任された。

札幌市

	辞職	新
副市長	同	旧
同	同	（副市長）石川　敏也
危機管理監	同	（同）町田　隆敏
総務局長	同	（危機管理監）櫻井　英文
保健福祉局長	同	（総務局長）山本　健晴
環境局長	同	（保健福祉局長）粟崎　寿也
建設局長	同	（環境局長）菅原　祐雄
消防長	同	（建設局長）荻田　葉一
		（消防長）村井　広樹
		（以上三月三十一日）

副市長　（総務局長）　山本　健晴
同　職員等　加藤　修
危機管理監　同　西村　剛
総務局長　同　中澤　伸之
市民文化局長　同　知野　学
スポーツ局長　同　奥村　彰大
保健福祉局長　同　影山　雄一
環境局長　（スポーツ局長）　梅田　岳
建設局長　（下水道河川局長）　小泉　正樹
下水道河川局長　職員等　小林　秀晃
消防長　同　坂上　新次
人事委員会事務局長　同　竹村　真一
（以上４月１日）

○監査委員選任

藤江正祥委員は、３月31日任期満了し、４月１日次の者が選任された。

監査委員　庄司　正史

仙台市

辞職　新　旧
同　（ガス事業管理者）　中鉢　健嗣
同　（総務局長）　佐野　直樹
同　（議会事務局長）　吉田　広志
（以上３月31日）
ガス事業管理者　（総務局長）　佐野　直樹
総務局長　（まちづくり政策局長）　梅内　淳
まちづくり政策局長　職員等　筒井　幸子
文化観光局長　同　岩城　利宏
青葉区長　同　谷田　至史
太白区長　（監査事務局長）　浅野　吉昌
会計管理者　（太白区長）　檜森　亮
監査事務局長　職員等　横野幸一郎
議会事務局長　同　渡邊　保
（以上４月１日）

○教育委員会委員任命

花渕浩司委員は、３月31日任期満了し、４月１日次の者が任命された。

教育委員会委員　佐藤　淳一

○人事委員会委員選任

芳賀洋一委員は、３月31日辞職し、４月１日次の者が選任された。

人事委員会委員　吉田　広志

横浜市

辞職　新　旧
同　（国際局長）　三枝　忠裕
同　（資源循環局長）　金高　隆一
定年退職　（消防局長）　平中　隆
定年退職　（監査事務局長）　岡田　展生
国際局長　（中区長）　小林　英二
資源循環局長　（瀬谷区長）　植木八千代
建築局長　（以上３月31日）
消防局長　職員等　折居良一郎
監査事務局長　同　吉川　雅和
中区長　同　樹岡龍太郎
瀬谷区長　同　佐々木功喜
（以上４月１日）　同　杉本　尚子
同　永井　由香
同　山岸　秀之

川崎市

辞職　新　旧
退職　（上下水道事業管理者）　大澤　太郎
同　（総務企画局長）　白鳥　滋之
同　（経済労働局長）　久万　竜司
（以上３月31日）　（環境局長）　菅谷　政昭
同　（建設緑政局長）　福田　賢一
同　（危機管理本部危機管理監）　柴田　一雄
同　（幸区長）　赤坂　慎一
同　（中原区長）　板橋　茂夫
同　（高津区長）　高橋　友弘
同　（麻生区長）　山本奈保美
上下水道事業管理者　（市民オンブズマン事務局長）　相澤　照代
総務企画局長　（会計管理者）　青山　博之
経済労働局長　（選挙管理委員会事務局長）　田中　眞一
環境局長　（監査事務局長）　大畑　達也
建設緑政局長　（以上３月31日）
同　（総務企画局長）　白鳥　滋之
職員等　池之上健一
同　田邉　聡
（川崎区長）　中山　健一
職員等　河合　征生

危機管理本部危機管理監　同　柴山　巌
川崎区長　同　山﨑　浩
幸区長　同　山口　美穂
中原区長　同　沖本　里恵
高津区長　同　白井　豊一
麻生区長　同　東　哲也
市民オンブズマン事務局長　同　佐々木智子
会計管理者　同　山崎　陽史
選挙管理委員会事務局長　同　山川　浩己
監査事務局長　同　井口　拓也
（以上４月１日）

○教育委員会教育長任命

小田嶋満教育長は、３月31日任期満了し、４月１日次の者が任命された。

教育委員会教育長　落合　隆

静岡市

辞職　新　旧
同　（公営企業管理者）　大石　貴生
同　（環境局長）　田嶋　太
任期満了　（消防局長）　池田　悦章
同　（副市長）　大長　義之
定年退職　（上下水道局長）　渡辺　裕一
同　（教育局長）　青嶋　浩義
（以上３月31日）
副市長　大石　貴生
公営企業管理者　遠藤　正方
危機管理監　職員等　一柳　明俊
市民局長　同　髙田　和昌
葵区長　同　村松　正博
清水区長　同　長澤　秀紀
観光交流文化局長　同　岩田　智穂
環境局長　（農林水産統括監）　大村　博
森林経営統括監　職員等　大畑　夏男
こども未来局長　同　萩原　祥古
海洋政策統括監　（海洋産業推進統括監）　金丸　貴之
都市局長　職員等　杉山　弘人
建築統括監　同　中川　将巳
会計管理者　（監査委員事務局長）　萩原　健
消防局長　職員等　成澤　央久
上下水道局長　同　大石　一誠
教育局長　（危機管理監）　増田　浩一

議会事務局長　職員等　山内　智之
選挙管理委員会事務局長　同　大石　哲夫
監査委員事務局長　同　杉田　陽子
（以上４月１日）

○教育委員会教育長任命

赤堀文宣教育長は、３月31日辞職し、４月１日次の者が任命された。

教育委員会教育長　中村　百見

○監査委員選任

遠藤正方委員は、３月31日任期満了し、４月１日次の者が選任された。

監査委員　深澤　俊昭

名古屋市

○教育委員会委員任命

四月一日次の者が任命された。

教育委員会委員　南田あゆみ

大阪市

辞職　新　旧
辞職　（都市交通局長）　辰巳　康夫
任期満了　（浪速区長）　幡多　伸子
辞職　（淀川区長）　岡本多加志
任期満了　（東成区長）　御栗　一智
同　（西成区長）　臣永　正廣
辞職　（政策企画室長）　丸尾　利恵
同　（危機管理監）　長沢　伸幸
任期満了　（健康局長）　新谷　憲一
同　（環境局長）　堀井　久司
同　（水道局長）　谷川　友彦
（以上３月31日）
都市交通局長　職員等　上溝　憲郎
中央区長　松田　彰久
大正区長　村田　哲志
浪速区長　（平野区長）　武市　佳代
淀川区長　（大正区長）　古川　吉隆
東成区長　春木　卓伸
旭区長　職員等　福岡　弘高
平野区長　（旭区長）　東中　秀成
西成区長　（中央区長）　稲嶺　一夫
政策企画室長　職員等　西村　謙三
危機管理監　同　山向　薫
IR推進局長　同　榎本　和巨
福祉局長　同　向井　順子

健康局長　同　鈒持　英樹
環境局長　同　井原　優子
大阪港湾局長（会計管理者兼会計室長）　中小路和司
会計管理者兼会計室長（福祉局長）　坂田　洋一
水道局長（IR推進局長）　坂本　篤則
（以上四月一日）

○教育委員会教育長任命

多田勝哉教育長は、三月三十一日任期満了し、四月一日次の者が任命された。

教育委員会教育長　多田　勝哉

堺市

辞職　新　旧
同　（東区長）　三井　節子
同　（消防長）　西尾　学
（以上三月三十一日）
中区長　伊藤　修士
東区長　立花　尚子
消防長　新子　哲也
（以上四月一日）

○教育委員会委員任命

鈴木真由子委員は、三月三十一日辞職し、四月一日次の者が任命された。

教育委員会委員　中村　善彦

広島市

辞職　新　旧
同　（会計管理者）　末政　直美
同　（企画総務局長）　阪谷　幸春
同　（道路交通局長）　戸田　祐二
同　（水道事業管理者）　村上　裕之
同　（人事委員会事務局長）　西原　寛行
同　（監査事務局長）　神岡　正浩
（以上三月三十一日）
会計管理者　職員等　藤岡　康一
企画総務局長（市民局長）　村上慎一郎
市民局長　職員等　中谷満美子
道路交通局長　同　石飛　和博
水道事業管理者　同　桝原　茂
人事委員会事務局長　同　佐々木昌彦
監査事務局長　同　沖村　慶司
（以上四月一日）

叙位・叙勲

○叙位

従四位に叙する
田邊八州雄

従五位に叙する（各通）
秋山　亨平
上田満里子　小山　亘
原田　正夫　好川　勝久

正六位に叙する（各通）
畦原　道秋　大辻　達郎
加藤　康二　川野　政行
久原千代香　佐々木　守
鈴木　喜由　嶋田　劉一
横田　隆史　平松　雅浩

従六位に叙する（各通）
勝又　宏美　笠井　徳明
森永　照明　木部　順吉
安武　睦裕　松本　守正

正七位に叙する（各通）
小野寺治生　佐藤　至學　米原　宏治

従七位に叙する（各通）（以上三月十三日）
根本　春吉

従五位に叙する
稲垣　清也　岡部　育治
桑澤　文秀　小林　峰男

正六位に叙する（各通）
阿部　俊美　内田　勉
幸脇　直久　小林　豊
佐藤　巧　蔦谷　泰雄
友利　武法　中村　勝治

従六位に叙する（各通）
菊地三之助

正七位に叙する
大久保金一　大野　孝
（准陸尉）　岡　廣見
立石　英明　小笠原　充
日向寺義己　山根　春朝

従七位に叙する（各通）（以上三月十四日）
麻生　渡

従三位に叙する
正七位　今村　吉徳

正五位に叙する（各通）
大島　矩久　小澤　三郎
杉原　征人　中村　忠夫
吉田　爲央

従五位に叙する（各通）
中川　清隆　森田　忠明
正六位に叙する（各通）　横山　好郎

○叙勲

旭日小綬章を授ける
（鹿児島県錦江町議会議員）　中野　徳義

旭日双光章を授ける
（長野県信濃町議会議員）　青柳　秀吉

旭日単光章を授ける（各通）（以上三月十五日）
寺本喜佐男
佐藤　善一　東　善人
旭日単光章を授ける（各通）（三月十六日）
渡部　晃慶
秋山　亨平　上田満里子
旭日双光章を授ける（各通）（以上三月十三日）
勝又　宏美
小山　亘　佐藤　至學
瑞宝双光章を授ける（各通）
野田　清治
小野寺治生　米原　宏治
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十三日）
前田　幸一
稲垣　清也　大久保金一
瑞宝双光章を授ける（各通）
桑澤　文秀
幸脇　直久　佐藤　巧
瑞宝単光章を授ける（各通）
富樫　義久
江尻　勲　大野　孝
瑞宝双光章を授ける（各通）
小笠原　充
（准陸尉）
立石　英明
日向寺義己（各通）（以上三月十四日）
山根　春朝
瑞宝単光章を授ける（各通）
友利　武法
杉原　征人　中川　清隆
瑞宝小綬章を授ける
服部　英喜
瑞宝単光章を授ける（各通）
石原　徹　葛西　正
黒川　清　齊藤　操
鈴木　正昭　仲摩　洋一
船坂　昭治　星野美津夫
吉田　稔　遠藤　昭吾
小林　徳雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
中村　武昭
正七位に叙する（各通）
市橋　理　菊地　昭
高松　久男
従七位に叙する（各通）（以上三月十五日）
（国立大学法人職員）
田中　俊也
松浦　紘之
瑞宝双光章を授ける（各通）
岡本陽太郎
松山　仙治
従五位に叙する（各通）
小林　一也　清水　守
牧田　好一　三浦　哲
正六位に叙する（各通）
岡田　豊治　久我　公明
佐藤千恵子　佐藤　憲夫
東　宏美　堀　正義
（大阪府警部補）
瑞宝単光章を授ける
南口　豊光
山岸　和雄
瑞宝小綬章を授ける（各通）
杉原　征人
中川　清隆
瑞宝単光章を授ける（各通）
遠藤　昭吾
武市　重信
瑞宝双光章を授ける（各通）
仲摩　洋一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十五日）
中村　武昭
（国立大学法人職員）
田中　俊也
瑞宝小綬章を授ける
牧田　好一
瑞宝双光章を授ける（各通）
松山　仙治
池田　臣男
瑞宝双光章を授ける（各通）
柴田　秀一
（大阪府警部補）
南口　豊光
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十六日）
横田　宏治
（国土交通事務官）
瑞宝双光章を授ける（三月十七日）
（埼玉県埼玉西部消防組合消防監）
後藤　清
藤田　昌宏
瑞宝双光章を授ける（各通）（三月十八日）
入来田　孝
大田美理夫
瑞宝双光章を授ける（各通）（三月十九日）
山口　晃
瑞宝単光章を授ける（三月二十日）
佐藤　勝信
瑞宝単光章を授ける（三月二十二日）
小坂　直親
瑞宝双光章を授ける（各通）
塩谷　好市
西之原郁生
堀本　孝身
瑞宝単光章を授ける（各通）
川島　安則
安　治壽
藤田　昌宏
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上三月十八日）
入来田　孝
瑞宝単光章を授ける（三月十九日）
山口　晃
瑞宝単光章を授ける（三月二十日）
後藤　清
細越　眞夫
瑞宝双光章を授ける（各通）（三月二十日）
滝下　長治
瑞宝単光章を授ける（三月二十一日）
山口　晃
瑞宝双光章を授ける（各通）（三月二十一日）
（埼玉県埼玉西部消防組合消防監）
後藤　清
藤田　昌宏
瑞宝双光章を授ける（三月二十二日）
佐藤　勝信

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、四月十六日午後二時二十八分御出門、二〇二五年　日本国際賞（Japan Prize）授賞式に御臨席のため、新国立劇場（渋谷区）へ行幸啓、同六時十分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

石子沢川流域水害対策計画の策定について

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）第四条第一項の規定により、石子沢川流域水害対策計画を令和七年三月二十六日に定めたので、同条第十項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年五月十四日国土交通省令第六十四号）第二条の規定に基づき、公表する。

令和七年四月二十三日

東北地方整備局長　西村　拓

（本文省略）

その関係図書は、東北地方整備局及び山形河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

公　　告

諸　事　項

工 場 財 団

東京都千代田区大手町一丁目４番２号**愛知田原バイオマス発電合同会社**の愛知県田原市白浜二号４番地７愛知田原バイオマス発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年４月23日　　名古屋法務局豊橋支局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１０２号

（本店所在地）和歌山県橋本市高野口町名古曽1320番地の１
清算株式会社　オーヤパイル株式会社
代表清算人　大家　健司
１　決定年月日　令和７年４月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

和歌山地方裁判所民事部

特別清算終結

令和６年（ヒ）第２００２号

東京都港区南青山１丁目３番21号
清算株式会社　株式会社ジャパンメタル
１　決定年月日　令和７年４月７日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２００１号

東京都中央区京橋２丁目５番４号
清算株式会社　株式会社アナザー
１　決定年月日　令和７年４月７日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第１２号

大分市大字玉沢字楠本755番地の１
清算株式会社　株式会社トキハ補整サービス
１　決定年月日　令和７年４月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

大分地方裁判所民事第１部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１００２号

福岡県糸島市前原駅南１丁目26番11号
清算株式会社　日食システム株式会社
代表清算人　松本　謙二
１　決定年月日　令和７年４月８日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　定義

本協定において、別紙の表に記載の債権者を協定債権者とする。

２　協定債権の免除

各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に各協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。）の全額につき、その債務を免除する。

３　新たな財産が発見された場合の取扱い

前項記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、前項に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。

（別紙省略）

以上

福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画認可

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://www.shiftinc.jp/

令和七年四月二十三日

東京都港区麻布台一丁目三番一号

（甲）株式会社SHIFT

代表取締役社長　丹下　大

東京都港区麻布台一丁目三番一号

（乙）株式会社SHIFT Enterprise Consulting

代表取締役社長　長谷川哲也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁及び戊は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）及び（戊）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年九月十九日

掲載頁　八十四頁（号外第二一九号）

（乙）、（丙）及び（丁）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年九月十九日

掲載頁　八十七頁（号外第二一九号）

令和七年四月二十三日

東京都中央区東日本橋三丁目三番七号

（甲）株式会社ミチルワグループ

代表取締役　寄神　拓磨

石川県金沢市広岡一丁目二番一四号

（乙）ヴィスト株式会社

代表取締役　羽岡　珠希

兵庫県姫路市西駅前町八八キャスパビル二〇三号

（丙）株式会社ハンズ

代表取締役　野田　貴士

福岡市博多区博多駅東二丁目四番一七号第６岡部ビル六Ｆ

（丁）西日本自立支援協会株式会社

代表取締役　寄神　拓磨

千葉県八千代市八千代台北一丁目八番二号ＴＫビルⅡ一階

（戊）スマイルハート株式会社

代表取締役　寄神　拓磨

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）http://netauction.co.jp/koukoku/

令和七年四月二十三日

東京都渋谷区渋谷三丁目一番九号Ｙａｚａｗａビル

（甲）合同会社ＪＰＮ技研

代表社員　飯島　暁人

東京都渋谷区渋谷三丁目一番九号ＹＡＺＡＷＡビル

（乙）ＳＩＧＭＡＥＳＴＡＴＥ株式会社

代表取締役　飯島　暁人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年四月十四日に終了しております。

また、効力発生日をもって甲の商号を株式会社アバンティア不動産と変更し、甲の本店を乙の本店所在場所に変更いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十二月十六日

掲載頁　九十四頁（号外第二九〇号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年一月三十日

掲載頁　五十六頁（号外第十八号）

令和七年四月二十三日

愛知県名古屋市中区錦二丁目一四番一号

（甲）株式会社サンヨー不動産

代表取締役　千葉　茂樹

愛知県名古屋市緑区潮見が丘二丁目三番地

（乙）株式会社アバンティア不動産

代表取締役　久田　英伸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十六日

掲載頁　四十一頁（号外第八十六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十六日

掲載頁　四十二頁（号外第八十六号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十六日

掲載頁　四十二頁（号外第八十六号）

令和七年四月二十三日

香川県高松市上福岡町九二二番地一

（甲）レイグランド株式会社

代表取締役　早川　幸宏

香川県高松市太田上町三五九番地一五

（乙）ハピネスシェフ株式会社

代表取締役　早川　幸宏

香川県高松市浜ノ町二六七番地一

（丙）ガーネット株式会社

代表取締役　早川　大地

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十六日

掲載頁　四十二頁（号外第八十六号）

令和七年四月二十三日

沖縄県宮古島市伊良部字伊良部七二一番地一

（甲）株式会社ソラニワ

代表取締役　田中　伸弥

沖縄県宮古島市伊良部字伊良部七二一番地一

（乙）合同会社そらにわ

代表社員　株式会社ソラニワ

職務執行者　田中　伸弥

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ＳＨＩＦＴ（乙、住所東京都港区麻布台一丁目三番一号）の株式会社キャリアシステムズ株式保有事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.alhinc.jp/

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年四月二十三日

東京都目黒区目黒一丁目二四番一二号

バリストライドグループ株式会社

代表取締役社長　畠山　奨二

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ＳＨＩＦＴグロース・キャピタル（乙、住所東京都港区麻布台一丁目三番一号）の株式会社シムテック株式保有事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.alhinc.jp/

（乙）https://www.shift-gc.jp/

令和七年四月二十三日

東京都目黒区目黒一丁目二四番一二号

バリストライドグループ株式会社

代表取締役社長　畠山　奨二

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のネットワークソリューション事業（具体的には、モデム、セキュリティ機器、見守センサ機器、道路鋲、センサ＆ＩｏＴ及びドローン照明の設計、開発及び販売機能、並びに、自販機用製品、電源、防虫灯、ＬＥＤ照明および電源（但し、ソフトウェア関連技術を用いないハードウェア製品を除く。）の販売機能により構成される事業をいう。）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://www.tamura-ss.co.jp/koukoku/koha85/index.html

令和七年四月二十三日

東京都千代田区神田須田町一丁目二五番地

ＪＲ神田万世橋ビル一四階

（甲）株式会社ヨコオ

代表取締役　徳間　孝之

東京都練馬区東大泉一丁目一九番四三号

（乙）株式会社光波

代表取締役　橋口　裕作

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が保有する十三件の太陽光発電所における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十三日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

（甲）ＲＢＳインフラ2号合同会社

代表社員　ＲＢＳインフラ2号ホールディングス一般社団法人

職務執行者　池田　卓也

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内

（乙）ブルースカイパワーグリット合同会社

代表社員　ブルースカイパワーグリットホールディングス一般社団法人

職務執行者　出澤　貴人

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月十九日

掲載頁　一九七頁（号外第五十五号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月十九日

掲載頁　一九七頁（号外第五十五号）

令和七年四月二十三日

神奈川県小田原市南鴨宮三丁目一一番一〇号

（甲）株式会社ワイエムプランニング

代表取締役　廣澤　康雄

神奈川県小田原市南鴨宮三丁目一一番一〇号

（乙）株式会社エムジープランニング

代表取締役　廣澤　康雄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十三日

宮城県登米市迫町佐沼字梅ノ木一丁目三番地八

合同会社リーベフーズ

代表社員　中村　愛子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十三日

茨城県稲敷市伊佐部八三〇番地

合同会社Ｋ’ｓ　Ａｓｓｉｓｔ

代表社員　黒田　敏靖

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十三日

東京都台東区白金三丁目七番一六―四〇二号

フロレゾンキャピタル合同会社

代表社員　相京　俊信

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十三日

東京都葛飾区小菅二丁目七番一五号サニーガーデン一〇一　合同会社Ｆｒｅｅ　ＣＳ

代表社員　内野　幸宏

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十三日

東京都港区北青山三丁目六番七号

Ａｇｅ合同会社

代表社員　井出　浩二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十三日

神奈川県川崎市多摩区登戸三二〇四

クリオ登戸三〇七　ＴＲＭ合同会社

代表社員　鎌倉　喬男

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十三日

石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘一丁目二六二番地モキュール一〇三　マルジュ合同会社

代表社員　大矢　節子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十三日

愛知県一宮市長島町五丁目一番地

合同会社ハド

代表社員　林　司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年五月二十四日であり組織変更後の商号は株式会社ＲＯＹＡＬ　ＹＥＬＬＯＷ　ＨＬＤとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十三日

愛知県名古屋市中区栄三丁目二八―三六

アサヒドーカメラビル二Ｆ―四Ｆ

合同会社ＲＯＹＡＬ　ＹＥＬＬＯＷ　ＨＬＤ

代表社員　倉知　礼門

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年五月二十七日であり組織変更後の商号は株式会社ステアエステートとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十三日

大阪市西区京町堀二丁目一四番二二号

合同会社ＬＤＫＳ

代表社員　石田　隆博

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ａｅｃｕｓとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十三日

福岡市博多区東那珂三丁目九―五Ｇｌｏｒｉａ東那珂四〇二　合同会社ａｅｃｕｓ

代表社員　益戸　仁彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社オグラスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十三日

熊本市南区城南町下宮地三二一番地一〇

オグラス合同会社

代表社員　小栗　英裕

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八万二千円減少し二百十三万二千円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十三日

岩手県盛岡市日戸字新田一三番地五二

合同会社ひのと

代表社員　廣田　勉

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億二千二百二十七万千六百三十五円減少し、そのうち六千百八十一万三千五百七十四円を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/97561/announces

令和七年四月二十三日

福島県南相馬市原町区萱浜字巣掛場四五番地二四五南相馬市産業創造センターＡ棟事務所区画一

Ｚｉｐ　Ｉｎｆｒａｓｔｒｕｃｔｕｒｅ株式会社

代表取締役　新井　高匡（須知　高匡）

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千万円減少し四千五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月二十日であり、株主総会の決議は令和七年四月二十四日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十月十五日

掲載頁　八十五頁（号外第二四〇号）

令和七年四月二十三日

福島県伊達市保原町字十一丁目一九番地一

株式会社リビングロボット

代表取締役　川内　康裕

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千四百六十四万六千四百八十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://a42x.co.jp/announcements

令和七年四月二十三日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号大手町ビル四階ＦＩＮＯＬＡＢ内

マイナウォレット株式会社

代表取締役　橘　博之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億三千八百八十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/50504/announces

令和七年四月二十三日

東京都中央区日本橋室町一丁目一二番三号

ユナイテッド・イミュニティ株式会社

代表取締役　岸田　将人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千四百十五万円減少し、減少する資本金の額の全部を資本準備金とすることにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://c-coatings.co.jp/koukoku

令和七年四月二十三日

東京都文京区向丘二丁目二八番一二号

株式会社クリエイティブコーティングス

代表取締役　佐藤　英児

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千二百五十五万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月二十三日

宮崎県都城市甲斐元町一街区二八号

株式会社お菓子の昭栄堂ホールディングス

代表取締役　遠藤　祐二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十五日

掲載頁　四十七頁（号外第八十五号）

令和七年四月二十三日

鹿児島市吉野町三九〇―三

株式会社南っこ

代表取締役　芋髙　虎男

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を七億七千九十万四千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月七日

（訂正公告は令和七年三月十一日）

掲載頁　三十七頁（号外第二十六号）

（訂正公告は三十二頁（第一四二一号））

令和七年四月二十三日

東京都品川区西五反田四丁目三二番一号

東京日産西五反田ビル七階

株式会社ナンバーナイン

代表取締役　小林　琢磨

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十億六千五十九万九千四十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.msetek.com

令和七年四月二十三日

東京都港区芝三丁目二四番二一号三和ビル五階　エム・セテック株式会社

代表取締役　李　正　吉

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金千百十七万八千円、資本準備金の額を金千百七十五万八千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/325388/announces

令和七年四月二十三日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号　株式会社ＫＡＭＡＤＯ

代表取締役　柿内奈緒美

取得条項付新株予約権の一部の取得及び取得日の通知公告

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので公告します。

記

一、取得する取得条項付新株予約権　令和七年三月末日において当社及び当社の子会社の役員、執行役員、顧問、従業員その他これらに準ずる地位にない者が保有する第一回新株予約権三十五個、第二回新株予約権八十個、第四回新株予約権百五個、第六回新株予約権八十六個、第八回新株予約権四十五個、並びに第九回新株予約権六個

二、取得の日　令和七年五月十三日

令和七年四月二十三日

東京都中央区日本橋堀留町一丁目一〇番九号　セルアクシア株式会社

代表取締役　関　　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金八十九億七千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://snmm.jp/koukoku/hup2_tmk/

令和七年四月二十三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング　ＨＵＰ２特定目的会社

取締役　三品　貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十一億八千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://snmm.jp/koukoku/japan_logistics_development1_tmk/

令和七年四月二十三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング　ジャパン・ロジスティクス・デベロップメント１特定目的会社

取締役　三品　貴仙

債権申出の公告（第一回）

当社およびブレクスプロダクツ株式会社は令和七年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

東京都港区海岸三丁目一八番一号　ブレクス株式会社

確定給付企業年金清算人　宇野澤久司

債権申出の公告（第一回）

一般社団法人日本経営協会は令和七年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三一番一一号　一般社団法人日本経営協会

確定給付企業年金清算人　山田　剛央

訂正公告

令和七年四月十一日掲載の資本金の額の減少公告中、減少する資本金の額「四億八千六百五万三千六百四十円」とあるは「二億四千三百二万六千八百二十円」の誤りにつき訂正します。

令和七年四月二十三日

東京都中央区入船二丁目三番七号ＴＳＵＫＩＪＩＥＡＳＴＳＱＵＡＲＥ六階　ワンヘルス投資株式会社

代表取締役　税　亜兵

訂正公告

令和七年四月十五日掲載の左記会社に係る合併公告中、甲の代表取締役の氏名「代表取締役　左膳　妥友」とあるは「代表取締役　宇田　公郎」の誤りにつき訂正します。

令和七年四月二十三日

福井県越前市家久町第二四号三番地の一　（甲）北陸リトレッド株式会社

代表取締役　宇田　公郎

福井県越前市家久町三〇号一一番地　（乙）北陸バンダグ株式会社

代表取締役　三村　健二

訂正公告

令和七年四月十六日（号外第八十六号）掲載の株式会社ツアー・ウェーブに係る第二十三期決算公告（枠組）中、日付に「令和７年10月31日」とあるは「令和６年10月31日」の誤りにつき訂正します。

令和七年四月二十三日

扱　店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
九九	上	一四	前二項	前項
一〇八			一五行目と一六行目及び一六行目と一七行目の行間をつめる。	
一七〇	下	一五	イ(3)	イ(2)

（印刷誤り）
令和七年三月三十一日（号外第七十一号）公布法務省令第十三号（矯正管区組織規則の一部を改正する省令）

（印刷誤り）
令和七年三月三十一日（号外特第八号）公布法律第十三号（所得税法等の一部を改正する法律）

（印刷誤り）
令和七年三月三十一日（号外第八十六号）公布政令第百二十一号（法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令）

（印刷誤り）
七九ページ終りから一八行目から一六行目までを削除する。
令和七年三月二十八日（号外第六十八号）公布厚生労働省令第三十号（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

二六四			二雇用保険施行規則	雇用保険法施行規則